平成２３年（フ）第１４０号
福井県鯖江市小黒町１丁目３番６－２号
債務者　木村英三郎
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１５７号
福井市若杉浜２丁目507番地１
債務者　吉岡　一美
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１６６号
福井市江端町1001番地　江端団地３号館322号室
債務者　橋本まさみ
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１７３号
福井県大野市篠座17号23番地
債務者　関　　和広
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４１号
長野県茅野市北山6770番地
債務者　朝倉さちほ
1　決定年月日時　平成23年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第９９号
山口県下関市松屋本町３丁目７番６号
債務者　百田　勝彦
1　決定年月日時　平成23年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第４６号
佐賀県唐津市東唐津３丁目９番７号
債務者　川添　英修
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第２４１号
大分市大字小池原801番地の１　市営１Ａ４―111
債務者　廣瀬　一利
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２１５号
宮崎市清武町正手２丁目12番地　長友コーポ205号
債務者　緒方　大智
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第８１号
宮崎県日向市向江町１―19―１和田病院内、住民票上の住所宮崎県日向市春原町１丁目62番地３
債務者　永田　一弘
1　決定年月日時　平成23年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第１０４号
宮崎県延岡市須崎町１―２、住民票上の住所宮崎県延岡市緑ケ丘２丁目10番７号
債務者　飯干　理恵
1　決定年月日時　平成23年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第１０５号
宮崎県延岡市山下町３丁目4015番地４
債務者　髙田　寿典（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成23年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第１３６号
富山市水橋辻ヶ堂2345番地
債務者　兒島　治樹
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４６号
富山市小島町３番６号　北一則方、住民票上の住所富山市小島町２番２号　リバーサイド小島２Ｃ号
債務者　新山　美樹
1　決定年月日時　平成23年６月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４０９号
広島県福山市大門町６丁目３番17号　サンエアリア201号、旧住所岡山県倉敷市羽島915番地
債務者　三宅　宏子
1　決定年月日時　平成23年６月20日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１３４号
広島県福山市奈良津町２丁目３番17号、旧住所広島県福山市草戸町２丁目１番19―301号井上コーポ
債務者　佐藤　勝恵
1　決定年月日時　平成23年６月20日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１４５号
広島県福山市多治米町６丁目４番14号、旧住所広島県福山市草戸町４丁目29番21号
債務者　浦部　隆太
1　決定年月日時　平成23年６月20日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係